

米代川ゴミマップ

YONESHIRO RIVER DUST MAP



調査



清掃



巡視



ウォーキング



カヌー体験



平成25年4月～12月に米代川に投棄されたゴミを載せています

不法投棄は“犯罪”です

河川法29条第1項、廃棄物処理法第16条に違反し廃棄物処理法による罰則は、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金です。

国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所 〒016-0121 秋田県能代市鹹淵（かいらげふち）字一本柳 97-1

URL <http://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/> E-mail noshiro@thr.mlit.go.jp Tel.0185-70-1001（代表）

二ツ井出張所 〒018-3103 秋田県能代市二ツ井町荷上場字中島 26 Tel.0185-73-5432

鷹巣出張所 〒018-3301 秋田県北秋田市綴子字柳中 9-1 Tel.0186-62-1226



1:マットレス

2:生活ゴミ

3:カラーボックス

4:生活ゴミ

5:生活ゴミ

6:生活ゴミ

7:空き缶

8:雑誌類

9:釣り用具関係

10:ゴミバケツ

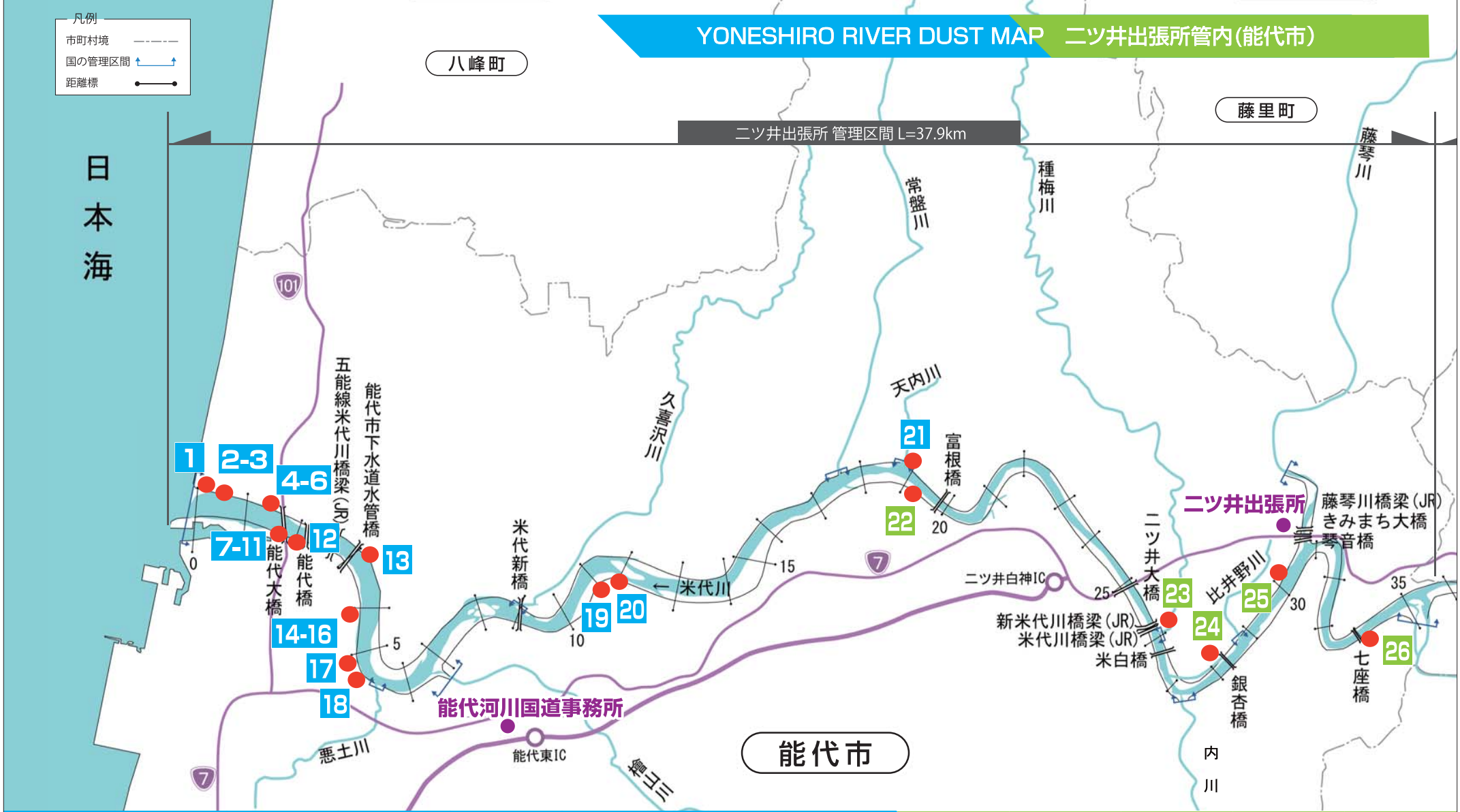
11:生活ゴミ

12:放置自転車

13:空き缶

- 凡例
- 市町村境
 - 国の管理区間
 - 距離標

YONESHIRO RIVER DUST MAP ニツ井出張所管内(能代市)



14:トタン板

15:空き缶

16:スコップ先端釘

17:放置自転車2台

18:ソフトボール

19:段ボール

20:発泡スチロール箱

21:バスタブ

22:生活ゴミ

23:鉄パイプ他

24:傘5本 空き缶

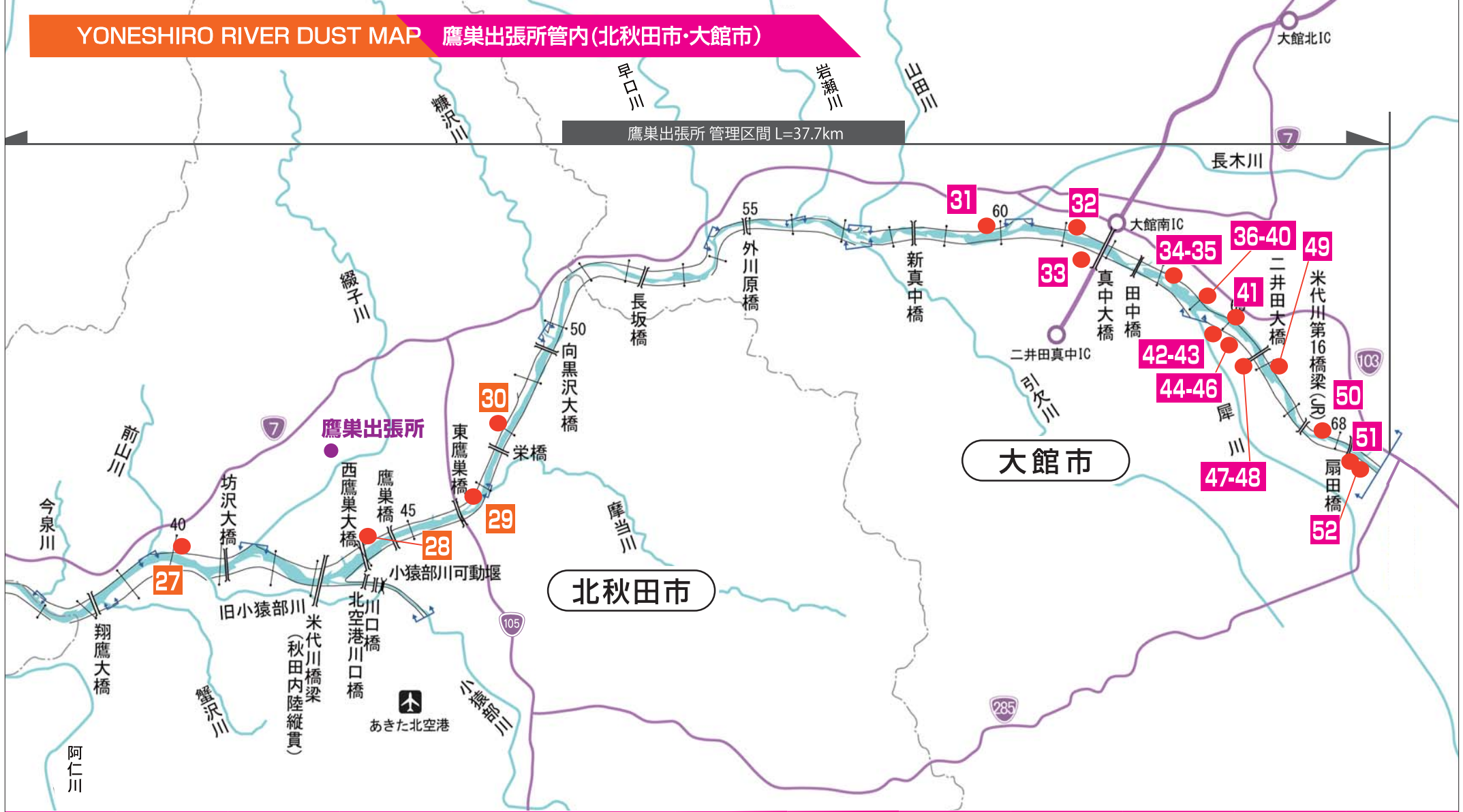
25:ペットボトル他

26:ゴミ箱



27:ハンバー破片 28:野菜くず空き缶 29:空き缶 30:タン板 31:ペンキ空き缶 32:ドラム缶 33:タン板 34:大量の生活ゴミ 35:すのこ板 36:生活ゴミ 37:空き缶 38:空き缶 39:空き缶

YONESHIRO RIVER DUST MAP 鷹巣出張所管内(北秋田市・大館市)



40:空き缶 41:生活ゴミ 42:ペットボトル 43:生活ゴミ 44:薪の不法放置 45:空き缶 46:空き缶 47:ペットボトル 48:ペットボトル 49:生活ゴミ 50:生活ゴミ 51:空き缶;酒空瓶 52:空き缶

米代川での活動を紹介します!

米代川流域一斉清掃

平成22年7月に「米代川の環境を守る会」が発足し、米代川下流(能代市)～上流(鹿角市)で同日一斉にクリーンアップを実施しています。平成25年8月4日に第4回の一斉清掃を実施しました。活動はHPや広報等でお知らせしますので是非ご参加下さい。

平成25年参加人数320名・ゴミの量ゴミ袋121袋分



水生生物調査

「水生生物を指標とした調査」を行い、この調査を通して、身近に川の状態を知ってもらい河川愛護や水質保全等への関心を高めていただくことを目的としています。主に流域の小学生が調査に参加しておりますが、興味のある方、やってみたい方はご連絡下さい。平成25年度は2校(能代市立朴瀬小学校・能代市立第4小学校)が実施し、いずれも「指標1きれいな水」でした。



河川敷は広く利用されています!



カヌー体験



魚つかみ取り



堤防ウォーキングコース



イベントなどで河川敷地を一定期間使用する場合には事前に申請が必要となります。事務所又は最寄りの出張所へご連絡下さい。

異状を発見したらすぐに通報下さい!



不法投棄



野焼き



のり
法面走行



不法係留船

大きな事故につながります!



出水で漂着したゴミの山!!

不法投棄されたゴミが出水後に漂着

洪水時にゴミが河川へ流出すると・・・川の流れを阻害し環境や水質の悪化の原因となります